特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松本市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

長野県松本市長

公表日

令和5年3月16日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 児童扶養手当に関する事務 児童扶養手当法に基づき、申請の受理・審査・支給決定・支払・現況届提出に基づく年度更新などを行う。 ①児童扶養手当の記を請求に関する事務 ②児童扶養手当の取み届に関する事務 ③児童扶養手当の取み届に関する事務 ⑤児童扶養手当の取み届に関する事務 ⑤児童扶養手当の取み届に関する事務 ⑤児童扶養手当の配み不申請に関する事務 ⑤児童扶養手当の配子申請に関する事務 ⑤児童大養手当の電子申請に関する事務 ⑤児童大養手当の電子申請に関する事務 ⑤児童大養手当の電子申請に関する事務 ⑤児童大養手当の電子申請に関する事務 ⑤児童大養手当の電子申請に関する事務 ②児童大養・ヨンステム・福祉宛右システム・福祉宛右システム・福祉宛右システム・福祉のアイル名 現代を書き、別表第一の正務省を定める命令(平成26年9月10日内限府・総務省令第5号)第29条 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②実施した・ファムによる情報連携 ②実施の有無 [実施する] (資限設) (資限股) (資格股) (資格股)	_ 】 関連情報	
児童扶養手当法に基づき、申請の受理・審査・支給決定・支払・現況帰提出に基づく年度更新などを行う。 ①児童扶養手当のほのに請求に関する事務 ②児童扶養手当の現別帰に関する事務 ③児童技養手当の表が開びた定及び支格に関する事務 ④児童技養手当の最大事務とに関する事務 ⑤デジタル庁への公金受取口座情報の照会 ・児童扶養・当ンステム・中間サーバ・香号連携サーバ(団体内統合宛名システム)・ながの電子申請サービス 2. 特定個人情報ファイル 3. 個人番号の利用 1. 番号法等の条第1項 別表第一項番37 2. 番号法 別表第一の主務金令で定める命令(平成26年9月10日内限府・総務省令第5号)第29条 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 (選択肢> 1) 実施する 1) 実施する 2) 実施の有無 [実施する 1 1) 実施でる 3) 未定 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二:項番57 別表第二の主務金令で定める命令:第31条 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二:項番57 別表第二の主務金令で定める事務及び情報を定める命令:第31条 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二:項番13、16、26、30、47、64、65、87、116 別表第二の主務金令で定める事務及び情報を定める命令:第12、19、30、35、36、44、53条 5. 評価実施機関における担当部署 こども部とども福祉課 2. 所属長の役職名 こども福祉課長 6. 他の評価実施機関	1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
	①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
福祉宛名システム	②事務の概要	う。 ①児童扶養手当の認定請求に関する事務②児童扶養手当の現況届に関する事務③児童扶養手当の支給額の決定及び支給に関する事務④児童扶養手当の転入手続きに関する事務⑤児童扶養手当の電子申請に関する事務
児童扶養手当情報ファイル 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 1. 番号法第9条第1項 別表第一 項番37 2. 番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第29条 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 「実施の有無 「実施する 」 (選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二:項番57別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令:第31条 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二:項番57別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令:第12、19、30、35、36、44、53条 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 こども部こども福祉課 ②所属長の役職名 こども福祉課長 6. 他の評価実施機関	③システムの名称	・福祉宛名システム・中間サーバ・番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)
3. 個人番号の利用	2. 特定個人情報ファイル名	
1. 番号法第9条第1項 別表第一項番37	児童扶養手当情報ファイル	
法令上の根拠	3. 個人番号の利用	
(1)実施の有無 (実施する) (選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定 (2) 実施しない 3)未定 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二:項番57 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令:第31条 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二:項番13、16、26、30、47、64、65、87、116 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令:第12、19、30、35、36、44、53条 5. 評価実施機関における担当部署 こども部こども福祉課 こども福祉課長 (3) (4) (4) (5) (5) (5) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	法令上の根拠	2. 番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5
①実施の有無 [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二:項番57 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令:第31条 [情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二:項番13、16、26、30、47、64、65、87、116 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令:第12、19、30、35、36、44、53条 5. 評価実施機関における担当部署 こども部こども福祉課 ②所属長の役職名 こども福祉課長 こども福祉課長 6. 他の評価実施機関 こども福祉課長	4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携
番号法第19条第8号及び別表第二:項番57 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令:第31条 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二:項番13、16、26、30、47、64、65、87、116 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令:第12、19、30、35、36、44、53条 5. 評価実施機関における担当部署	①実施の有無	[実施する] 1) 実施する 2) 実施しない
①部署こども部こども福祉課②所属長の役職名こども福祉課長6. 他の評価実施機関	②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二:項番57 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令:第31条 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二:項番13、16、26、30、47、64、65、87、116
②所属長の役職名 こども福祉課長 6. 他の評価実施機関	5. 評価実施機関における	—————————————————————————————————————
6. 他の評価実施機関	①部署	こども部こども福祉課
	②所属長の役職名	こども福祉課長
	6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
松本市役所こども部こども福祉課 長野県松本市丸の内3番7号 0263-33-9855	請求先	長野県松本市丸の内3番7号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
松本市役所こども部こども福祉課 長野県松本市丸の内3番7号 0263-33-9855	連絡先	長野県松本市丸の内3番7号

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			15年3月8日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和5年3月8日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 Lきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
[基礎	項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重」 3) 基礎項目評価書及び全項	点項目評価書 項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それ	ıぞれ重点項目評	価書又は全項目評価書において、リスク対	
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワーク	システムを通じ	た入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	გ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である	გ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	გ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[O]	き託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	Е]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネッ	トワークシステム		是供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である	გ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []拍	接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	გ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	ర]	く選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消	肖去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	გ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
8. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[0]	内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓	発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行って	[เงื่อ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行ってい 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	<u></u> გ

変更箇所

変更箇	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 5.評価実施機関における担当		こども福祉課 高山 秀一	事後	しきい値判断結果の変更に該 当しない変更
平成31年3月29日	部署 I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取扱う事務②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、申請の受理・審査・ 支給決定・支払・現況届提出に基づく年度更新 などを行う。 ①児童扶養手当の認定請求に関する事務 ②児童扶養手当の現況届に関する事務 ③児童扶養手当の支給額の決定及び支給に関 する事務 ④児童扶養手当の支給額の決定及び支給に関 する事務	児童扶養手当法に基づき、申請の受理・審査・ 支給決定・支払・現況届提出に基づく年度更新 などを行う。 ①児童扶養手当の認定請求に関する事務 ②児童扶養手当の現況届に関する事務 ③児童扶養手当の支給額の決定及び支給に関 する事務 ④児童扶養手当の転入手続きに関する事務 ⑤児童扶養手当の転入手続きに関する事務 ⑤児童扶養手当の転子申請に関する事務	事後	子育でワンストップサービスに 係る変更
平成31年3月29日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取 扱う事務②システムの名称	・児童扶養手当システム ・福祉宛名システム ・中間サーバー ・番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)	・児童扶養手当システム ・福祉宛名システム ・中間サーバー ・番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) ・ながの電子申請サービス	事後	子育てワンストップサービスに 係る変更
平成31年3月29日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署	こども福祉課 高山 秀一	こども福祉課長	事後	特定個人情報保護評価指針の一部改正による
平成31年3月29日	Ⅳリスク対策		IV リスク対策項目を追加	事後	特定個人情報保護評価指針 の一部改正による
令和3年3月17日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数	平成31年4月1日 時点	令和3年1月22日 時点	事後	再評価実施
令和3年3月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱 者数	平成31年4月1日 時点	令和3年1月22日 時点	事後	再評価実施
令和3年3月17日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		「〇」委託しない	事後	再評価実施
令和5年3月8日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、申請の受理・審査・ 支給決定・支払・現況届提出に基づく年度更新 などを行う。 ①児童扶養手当の認定請求に関する事務 ②児童扶養手当の現況届に関する事務 ③児童扶養手当の支給額の決定及び支給に関 する事務 ④児童扶養手当の転入手続きに関する事務 ⑤児童扶養手当の電子申請に関する事務	児童扶養手当法に基づき、申請の受理・審査・ 支給決定・支払・現況届提出に基づく年度更新 などを行う。 ①児童扶養手当の認定請求に関する事務 ②児童扶養手当の現況届に関する事務 ③児童扶養手当の支給額の決定及び支給に関 する事務 ④児童扶養手当の転入手続きに関する事務 ⑤児童扶養手当の電子申請に関する事務 ⑥ピ章扶養手当の電子申請に関する事務	事前	公金受取口座情報の活用開 始に関する事項の追記
令和5年3月8日	I 関連情報 3.法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番37	1.番号法第19条第8号 別表第二 7 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第29条	事後	法改正に伴う変更
令和5年3月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二:項番57 別表第二の主務省令で定める事務及び情報 を定める命令:第31条 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二:項番1 3、16、26、30、47、64、65、87、116 別表第二の主務省令で定める事務及び情報 を定める命令:第12、19、30、35、36、44条	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二:項番57 別表第二の主務省令で定める事務及び情報 を定める命令:第31条 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二:項番1 3、16、26、30、47、64、65、87、116 別表第二の主務省令で定める事務及び情報 を定める命令:第12、19、30、35、36、44、53条	事後	法改正に伴う変更
令和5年3月8日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和3年1月22日 時点	令和5年3月8日時点	事後	特定個人情報の定期的な見 直しによる修正
令和5年3月8日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和3年1月22日 時点	令和5年3月8日時点	事後	特定個人情報の定期的な見直しによる修正